

## 藤原町内会規約

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、町内会員の生活上の種々の課題の処理・健康の維持増進・文化の向上を図り地域的な共同活動を行うことにより、住みよい町づくりをすることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、藤原町内会（以下「本会」という）と称し事務所を会長宅に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、岡山市中区藤原西町1丁目、藤原西町2丁目及び藤原の一部（別紙町内会区割り図参照）の区域とする。

(事業)

第4条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 文書の回覧、資料の回付等、会員相互の連絡に関する事
- (3) 町内の美化、ゴミ減量、リサイクルの推進等環境保全に関する事
- (4) 公会堂の維持管理、良好な運営を行いつつ、会員相互の意思疎通に関する事
- (5) 街灯・消火器の点検、交通安全活動、区域内の防犯、防災に関する事
- (6) 行政との情報交換・連携、関連団体との連携に関する事
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事

### 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

第6条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、役員会の定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人より役員会の定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役職

(役職の種類)

第9条 本会に次の役職を置く。

- (1) 役員
  - ア. 会長 1名
  - イ. 副会長 若干名
  - ウ. 会計 若干名
  - エ. 総務 若干名

オ. 監 事	2名
(2) 理 事	
ア. 土 木	若干名
イ. 体 協	若干名
ウ. 文化部	若干名
エ. 婦人部	若干名
オ. 保護者会	若干名
カ. 防 犯	若干名
キ. 愛育委員	若干名
ク. 広 報	若干名
ケ. 交通安全母の会	若干名
コ. リサイクル委員	2名
サ. 民生委員	2名
シ. 中庸会藤原	1名

(3) 組 長 各組1名

2 前項の役職は総会において会員の中から選出する。

3 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることは出来ない。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、会計事務を行う。

4 総務は、総会・役員会の開催、各部との連絡・調整、公共物の維持管理をする。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること

(2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

(理事及び組長の職務)

第11条 理事は第1条の目的を達成するためにそれぞれの事業を遂行する。

(1) 土 木 河川、用水路、土地の管理及び官民境界設定の立会、町内美化活動の推進

(2) 体 協 会員の健康管理、運動会など体育行事の推進

(3) 文化部 文化活動の推進、太鼓クラブ、お茶クラブ、等各種文化活動の推進

(4) 婦人部 幡多連合町内会との連携、敬老会の世話役、その他婦人活動に関する事業

(5) 保護者会 子供たちの心身の健やかな成長のための活動、行事の計画、実施

(6) 防 犯 防災、消防、警備（夜警）など防犯、及び交通安全の推進

(7) 愛育委員 保健師と連携し、住民の保健衛生と、社会福祉の向上を推進

(8) 広 報 会の広報、電子町内会（ホームページ）の維持管理

(9) 交通安全母の会 児童の登下校時の安全確保、交通安全の啓蒙

(10) リサイクル委員 ゴミの資源化活動の推進、ゴミステーションの管理

(11) 民生委員 高齢者、障害のある方、児童の見守り、相談、支援活動、いきいきサロン、ふれあい会食会、友愛訪問（配食サービス）等

(12) 中庸会藤原 地域社会における生きがいを高め、生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の向上

2 組長は、組を代表して担当総務と連携を図りつつ、組を統括し本会の執行すべき事業を推進する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(1) 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 満80歳を迎えた役員は、当該年度末を以て定年とする。

(理事及び組長の任期)

第13条 理事及び組長の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第14条 本会に、顧問、相談役を置くことができる。

顧問、相談役任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第15条 本会の総会は、定期総会および臨時総会の2種とする。

2 定期総会は、年度決算後3カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は第10条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき、開催する。

(総会の招集)

第16条 総会は会員をもって構成し、会長が招集する。

2 会長は前条第3項の規定により請求があった時は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の7日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第17条 総会は出席した会員の中から議長を選出し、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関すること

(2) 予算、決算に関すること

(3) 役員等の選出、解任に関すること

(4) その他、重要事項に関すること

(総会定足数)

第18条 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、その規約に定めるもののほか出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第20条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は、記名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 会長は、前項のほか必要と認めるときは、役員会構成員を追加指名することができるものとする。

(役員招集)

第24条 役員会は、必要に応じて会長が招集する

- 2 役員会を招集するときは、事前に会議の日時、場所、目的及び審議事項を通知しなければならない。

(役員会の権能)

第25条 役員会は会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の定足数等)

第26条 役員会には、第18条、第19条、第21条、第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 特別会員費  
会員以外の者（「特別会員」という）は、特別会員費として特別に会費を納めることができる。
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長の管理とし、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第29条 本会の資産で第27条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上に議決を要する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産を持ってこれにあてる。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(会計監査)

第32条 会計監査は随時これを行うことができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない

(事業年度及び会計年度)

第34条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、岡山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第36条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第39条 この規約の施行に必要な細則等は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和5年3月31日までとする。